

全体会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得価額が判明しているもの……………取得価額

イ 取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金……………取得価額

ただし、実質価額の低下割合が 30% 以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8 年～50 年
----	----------

工作物	5 年～60 年
-----	----------

物品	3 年～20 年
----	----------

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア	5 年
--------	-----

施設利用権	45 年
-------	------

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額により計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、下水道事業会計については税抜方式としています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし。

3 重要な後発事象

該当なし。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金	貸借対照表	
		計上額	未計上額	
公営企業債等繰入見込額	-千円	-千円	1,523,921 千円	1,523,921 千円
組合負担等見込額	-千円	-千円	337,786 千円	337,786 千円
計	-千円	-千円	1,861,707 千円	1,861,707 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計名）	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
下水道事業	地方公営企業会計	全部連結	—

連結方法は次のとおりです。

地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。水道事業会計は令和3年度より大阪府広域水道企業団に統合されており、精算処理のみ行っております。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数と

しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き 104 段落のとおり、以下のものとする。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）、
「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和 6 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産。

イ 内訳

該当なし。